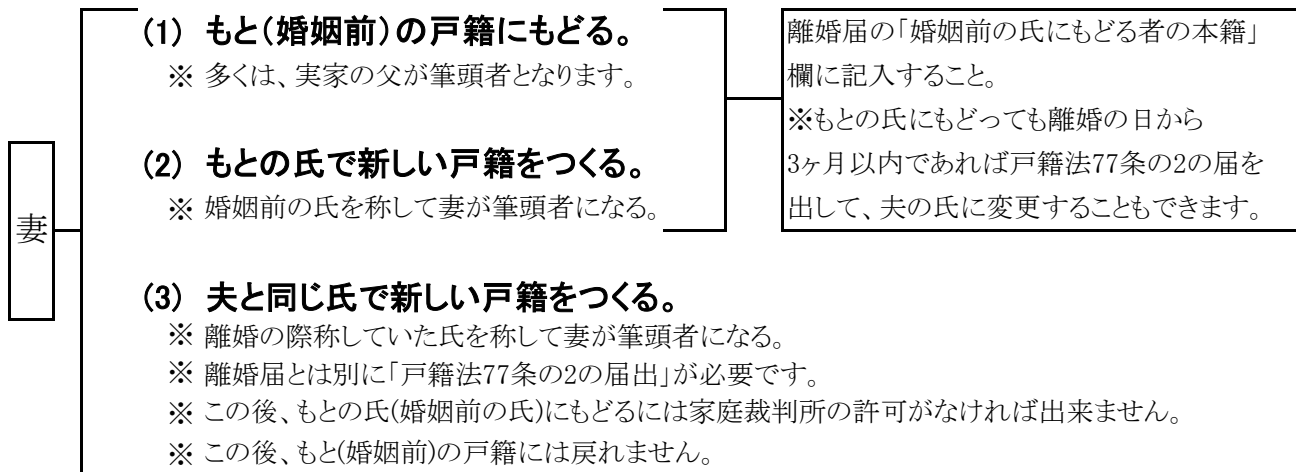


離婚届出後の戸籍の変動について…

1. 妻の戸籍について(夫の氏を称して婚姻していた場合)

夫…本籍は変更ありません



2. 子供の戸籍について(夫の氏を称して婚姻していた場合)

離婚届を提出し、母が親権を行っても、子供はそのまま父の戸籍に残ります。

母の戸籍に子供が入るためには

家庭裁判所で**子の氏の変更の許可**をもらう。(氏が変わらない場合もです。)

※ 家庭裁判所へ持参するもの (平成29年4月1日現在の内容です)

- | | |
|--|----------------------------|
| ① 子供の戸籍謄本(父の戸籍に入っている) | } 父母の離婚の記載があるもの |
| ② 母の戸籍謄本(新しくつくられる) | |
| ※ ①または②に離婚の記載がない場合は、離婚の記載がある戸籍謄本も必要です。 | |
| ③ 収入印紙(子供1人につき) 800円分 | } 郵便局で購入
(裁判所では購入できません) |
| ④ 郵便切手 84円 | |
| ⑤ 印鑑(15歳以上の方は、母とは別に自分の印鑑が必要) | |

※その他、15歳以上の子供の手続きには同意書が必要な場合があります。詳細は家庭裁判所へ直接お問い合わせください。

住所: 帯広市東8条南9丁目 Tel: 0155-23-5157

↓
審判がおりたら、市役所戸籍住民課で**子の入籍届**をする

※ その際に持参するもの

- ① 審判書の謄本
- ② 子供の戸籍謄本(※本籍が帯広市以外にあるとき)
- ③ 母の戸籍謄本(※本籍が帯広市以外にあるとき)
- ④ 印鑑(入籍する子が15歳以上の場合は、入籍届に子の署名と印鑑が必要)

- 国民健康保険加入者で氏が変わる方は、保険証を持参し国保課へ -

～裏面もご覧ください～

3. 離婚後に生まれる子について

離婚後300日以内に生まれた子は、離婚した夫の子として離婚前の戸籍に記載されます。離婚した夫の子でないとするには、家庭裁判所で手続きが必要です。（民法第772条）なお、離婚届出後に懐胎した場合に限って同法の適用が除外されます。詳しくは戸籍住民課までお問い合わせください。

4. 相手が不受理申出をしている時

相手が離婚届の不受理申し出をしている期間は、協議離婚の届出によって離婚を成立させることはできません。いったん離婚届が受理されても無効なものとして扱われます。

お問い合わせは・・・ 帯広市役所 **TEL** 代表 0155-24-4111
戸籍住民課 **TEL** 直通 0155-65-4141

その他の手続き

ここに記載されていることは、手続きの一部です。
くわしくは、担当課にお尋ねください。

	手続きの場所	必要なもの等	備考
国民健康保険	国保課 (1階) (TEL 65-4138)	どちらか <ul style="list-style-type: none"> ・保険証(国保にすでに加入している方) ・健康保険資格喪失証明書(国保にこれから加入する方) ・マイナンバーカードもしくは通知カード (世帯主と対象被保険者のもの) <ul style="list-style-type: none"> ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの ・戸籍住民課に提出した住民異動届の控え 	
ひとり親家庭等医療費	こども課 (3階) (TEL 65-4160)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証(ひとり親になった母または父が被保険者となっている親子のもの) ・その他 	18歳未満の子供 ※被扶養者になっている場合は20歳の誕生日まで
児童手当	※各種手続きについては、離婚された月に行わないと、手当を受給できない月が発生する可能性があります。速やかに手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳 ・マイナンバーカードもしくは通知カード 	中学校修了前の子供
児童扶養手当		<ul style="list-style-type: none"> ・子供が記載されている戸籍謄本 1通 ・母の戸籍謄本(父子世帯の方は父の戸籍謄本) 1通 ・マイナンバーカードもしくは通知カード ・申請者の預金通帳 ・その他 	18歳未満の子供
その他	※就学資金の貸付制度等がありますので、詳しくはこども課まで、お尋ねください。		